

2011.9

中間期ディスクロージャー誌

平成23年4月1日～平成23年9月30日



●金融店舗一覧

本所	(代) 0197-35-0211	ATM 1台
奥州市江刺区岩谷堂字反町 362-1		
岩谷堂支所	0197-35-2171	ATM 2台
奥州市江刺区大通り 5-37		
玉里支所	0197-36-3121	ATM 1台
奥州市江刺区玉里字大松沢 136-5		

●営農センター

愛宕営農センター	0197-35-6211	ATM 1台
奥州市江刺区愛宕字西下川原 182		
田原営農センター	0197-35-3287	ATM 1台
奥州市江刺区田原字大日前 209-2		
藤里営農センター	0197-39-3211	ATM 1台
奥州市江刺区藤里字上長沢 60-1		
伊手営農センター	0197-39-2211	ATM 1台
奥州市江刺区伊手字八幡 45		
米里営農センター	0197-38-2111	ATM 1台
奥州市江刺区米里字八幡 35-1		
梁川営農センター	0197-37-2321	ATM 1台
奥州市江刺区梁川字二渡 1-2		
広瀬営農センター	0197-36-3111	ATM 1台
奥州市江刺区広瀬字日渡 45-7		
稻瀬営農センター	0197-35-3211	ATM 1台
奥州市江刺区稻瀬字谷地 1		

選ばれる JAバンクをめざして

皆様には平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。また、このたびの東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当JAは、奥州市江刺区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営する地域密着型の金融機関です。

当JAの資金は、地域の皆様からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。資金を必要とする組合員の皆さま方や、地域の皆さま方にご利用いただいております。地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

今後とも、より一層の「便利」と「安心」をご提供できるよう努めてまいります。末永いご愛顧をお願い申し上げます。

平成23年11月

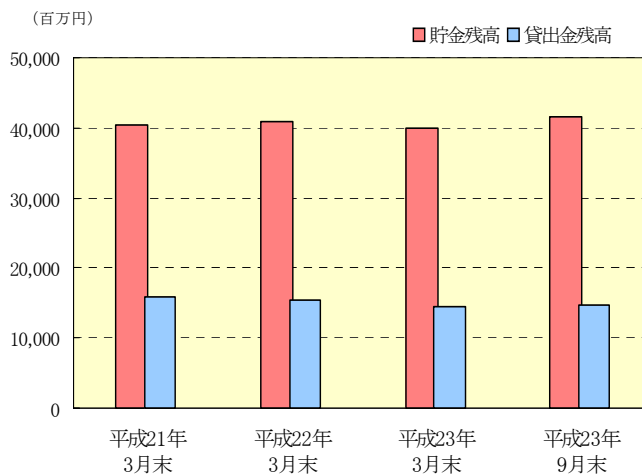
岩手江刺農業協同組合

当JAをご利用いただいている皆さまへ平成23年9月期における、半期情報についてお知らせいたします
(平成23年4月～9月)

貯金残高は	414億9,287万円
貸出金残高は	147億0,325万円
預け金残高は	231億1,065万円
有価証券は	26億8,954万円

皆様の温かいご支援、ご愛顧により、当JAの半期情報はご覧の内容となりました。過去3年間の業績推移は右に示すとおりです。

貯金・貸出金の推移



(単位：百万円)

	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成23年9月末
貯金残高	40,390	40,828	39,919	41,492
貸出金残高	15,869	15,508	14,494	14,703
預け金残高	19,782	20,226	20,459	23,110
有価証券※	3,322	3,620	3,648	2,689

※有価証券には満期保有目的の債券500百万円を含みます。

自己資本比率の高さが 経営の健全性を証明しています

■ 自己資本比率の状況

	平成23年3月末	平成23年9月末
自己資本額	36億0,713万円	35億7,774万円
自己資本比率	19.56%	17.97%

自己資本比率は、経営の健全性を示す指数の一つで、金融機関の規模に対し元手のお金がどれだけあるかを表し、金融機関が自己責任を果たすための「体力」を示す重要な指数です。

比率が高いほど健全な財務体質であるといわれており、自己資本比率の国内基準が「4.0%」であることから見ても、当JAの経営内容の充実がおわかり頂けるとおもいます。

債権の管理状況

■ 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	平成23年3月末	平成23年9月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 ①	77	281	203
危険債権 ②	3,111	2,971	△140
要管理債権 ③	1	1	0
小計 ①+②+③ ④	3,191	3,253	62
正常債権 ⑤	11,323	11,477	153
合計 ④+⑤ ⑥	14,514	14,731	216
不良債権比率④/⑥	21.99	22.09	0.10

(注) 百万円単位の表示により、百万円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額等が必ずしも一致するものではありません。

金融再生法開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条により次のとおり規定されています。

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。